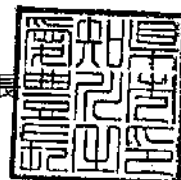




30 豊環第 813 号  
平成 31 年 3 月 27 日

愛知県知事殿

豊川市長



産業廃棄物処理施設の設置許可申請について (回答)  
平成 31 年 2 月 12 日付け 30 循環第 677 号で照会のありましたことにつ  
きましては、下記のとおりです。

記

- 1 今回設置される産業廃棄物処理施設による生活環境保全上の影響はないと  
判断します。

(連絡先)

担 当 環境部環境課環境保全係  
電 話 0533-89-2141  
FAX 0533-89-2197  
E-mail kankyo@city.toyokawa.lg.jp

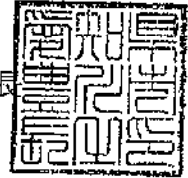




30 豊環第 814 号  
平成 31 年 3 月 27 日

愛知県知事殿

豊川市長



産業廃棄物処理施設の変更許可申請について (回答)

平成 31 年 2 月 12 日付け 30 循環第 678 号で照会のありましたことにつきまして、下記のとおりです。

記

- 1 構造等の変更による生活環境保全上の影響はないと判断します。

(連絡先)

担当 環境部環境課環境保全係

電話 0533-89-2141

FAX 0533-89-2197

E-mail kankyo@city.toyokawa.lg.jp

